

# 「住民基本台帳制度」

令和3年6月1日  
総務省自治行政局

# 住民基本台帳制度の概要① ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

## 目的(第1条)

- 市町村(特別区を含む。以下同じ。)において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

## 住民基本台帳(第2章)

- 住民基本台帳は、国内に居住する日本国籍の者、日本に居住する外国人住民の氏名、生年月日、性別、住所等の事項を記載する帳簿(住民票)をもって構成される住民に関する記録を行う公簿。
- 市町村長は、個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成して、住民基本台帳を作成。
  - (1)住民票の記載事項  
氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、住民票コード、世帯情報(世帯主である旨、世帯主との続柄)、本籍、選挙人名簿への登録の有無、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項、児童手当の受給資格に関する事項等
  - (2)住民基本台帳を基礎として行う事務  
選挙人名簿の登録、国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護、予防接種、印鑑登録証明 等
  - (3)住民基本台帳の一部の閲覧  
市町村長は、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、個人又は法人が公益性が高いと認められる活動等を行うため申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることができる。
  - (4)住民票の写し等の交付  
市町村長は、住民基本台帳に記録されている者又はその者と同一の世帯に属する者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、住民票の写し等を交付することができる。
  - (5)除票
    - ・ 市町村長は、住民票を削除したとき、又は住民票を改製したときは、住民基本台帳から除いて別につづり、除票簿として保存。
    - ・ 除票には、住民票に記載をしていた事項のほか、住民票を削除した事由及びその事由の生じた年月日又は改製した旨及びその年月日を記載。
    - ・ 市町村長は、除票に記載されている者から請求があったとき、国又は地方公共団体の機関から法令で定める事務の遂行のため請求があったとき、又は、正当な理由がある者から申出があり、その申出が相当と認めるとき、除票の写し等を交付することができる。

# 住民基本台帳制度の概要② ～住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）～

## 戸籍の附票(第3章)

- 住所地で作成される住民票を本籍地で作成される戸籍に関連させ、住民票と戸籍の共通記載事項について、住民票の記載内容を戸籍の記載内容に一致させることにより、住民基本台帳の記録の正確性を確保するための帳票。
- 市町村長は、その区域内に本籍を有する者につき、戸籍を単位として、戸籍の附票を作成。また、戸籍の附票の全部を削除したとき、又は戸籍の附票の改製をしたときは、削除した戸籍の附票又は改製前の戸籍の附票をつづり、戸籍の附票の除票簿として保存。
- 戸籍の附票には、戸籍の筆頭者の氏名及び本籍、氏名、住所、住所を定めた年月日等を記載。戸籍の附票の除票簿には、戸籍の附票に記載していた事項のほか、戸籍の附票を削除又は改製した旨及びその年月日を記載。
- 市町村長は、戸籍の附票に記録されている者等からの請求又は申出があったとき、戸籍の附票の写しを交付することができる。

## 届出(第4章)

- 住民としての地位の変更に関する届出は、書面で行わなければならない。
  - (1) 転入届(新たに市町村の区域内に住所を定める場合に行う届出)
  - (2) 転居届(一の市町村の区域内において住所を変更する場合に行う届出)
  - (3) 転出届(市町村の区域外に住所を移す場合に行う届出)
  - (4) 世帯変更届(住所の異動を伴わずに属する世帯又は世帯主に変更があった場合に行う届出)

## 本人確認情報の処理及び利用等(第4章の2)

- 市町村・都道府県・地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）を専用回線で結んでネットワーク化し、住民基本台帳に記録されている本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日、マイナンバー、住民票コード及びその変更情報）により、電子的に全国共通の本人確認ができるシステム（住民基本台帳ネットワークシステム）を構築。

## 外国人住民に関する特例(第4章の3)

- 市町村の区域内に住所を有する中長期在留者、特別永住者等の日本国籍を有しない外国人住民に係る住民票の記載事項や住民としての地位の変更の届出の特例をまとめて規定。  
<外国人住民に係る住民票への記載>  
住民票記載事項(本籍、選挙人名簿への登録の有無等を除く。)のほか、国籍、外国人住民となった年月日、在留資格、通称 等

## 雑則(第5章)

- 市町村長は、定期的に、又は必要があると認めるときはいつでも、住民票及び外国人住民に係る住民票に記載をすべき事項について、調査をすることができ、その調査に当たり、必要があると認めるときは、職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせることができる。
- 国の行政機関又は都道府県は、所掌事務について必要があるときは、市町村長に対し、住民基本台帳に記録されている事項又は除票に記載されている事項に関して、都道府県知事又は機構に対し、本人確認情報に関して、それぞれ資料の提供を求めることができる。

# 住民基本台帳と市町村の他の行政分野との連携

## 住民票記載事項

- ・氏名（Ⅰ）
- ・出生の年月日（Ⅱ）  
（住基法第7条第1号～第14号）
- ・男女の別（Ⅲ）
- ・世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄（Ⅳ）
- ・戸籍の表示（筆頭者の氏名、本籍）（Ⅴ）
- ・住民となった年月日（Ⅵ）
- ・住所及び同一市町村内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日（Ⅶ）
- ・新たに市町村の区域内に住所を定めた者については、その住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所（Ⅷ）
- ・個人番号（ⅧのⅡ）
- ・選挙人名簿への登録に関する事項（Ⅸ）
- ・国民健康保険の被保険者の資格に関する事項（Ⅹ）
- ・後期高齢者医療の被保険者の資格に関する事項（ⅩのⅡ）
- ・介護保険の被保険者の資格に関する事項（ⅩのⅢ）
- ・国民年金の被保険者の資格に関する事項（ⅩⅠ）
- ・児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項（ⅩⅠのⅡ）
- ・米穀の配給を受ける者の米穀の配給に関する事項（ⅩⅡ）
- ・住民票コード（ⅩⅢ）
- ・政令で定める事項（ⅩⅣ）  
→住民の福祉の増進に資する事項のうち、市町村長が住民に関する事務を管理し及び執行するために住民票に記載することが必要であると認める任意事項（住基令6の2）  
（例）国民健康保険被保険者証の記号番号  
現に加入している医療保険制度の名称  
介護保険被保険者証の番号  
国民年金の名称（老齢、障害、遺族）  
現に加入している公的年金の名称  
→旧氏（住基令30の14）※令和元年11月5日施行  
→外国人住民の通称（住基令30の15）

選挙

国民健康  
保険

後期高齢者  
医療

介護保険

国民年金

児童手当

住民税

学齢簿

印鑑登録  
証明

予防接種

生活保護

その他保健・  
福祉分野